

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	性的マイノリティ電話相談業務
発 注 課	市民文化局男女共同参画室男女共同参画課
選 定 事 業 者	（公財）さっぽろ青少年女性活動協会
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>本業務で受ける相談は、性的指向や性自認など、性のあり方に関するデリケートな内容が多く、性的マイノリティ当事者を含む相談員を配置することで、当事者の困難や置かれている状況を深く理解でき多岐に渡る相談内容に対応できる体制を整えることと、徹底した情報管理の両立が求められる。相談業務については再委託を認めているが、当該業者は、これまでの人権啓発の活動実績から、市内の当事者団体等を通して当事者を含む相談員を確保できると見込まれる。</p> <p>また、当該業者は、平成18年度から札幌市男女共同参画センターの指定管理者として同規模の相談業務を良好に実施し、相談業務を統括する十分なノウハウを有しており、当該業者が管理する施設内に相談窓口を設けることで、多くの市民がより安心して利用できる体制になるとともに、設備面でも十分な情報管理を行うことができる。</p> <p>以上のことから、当該業務を委託できるのは、同センターの指定管理者であり、かつ、同業務に係る実績・資質の備わっており、契約の目的を達成するためのすべての条件を満たす当該業者の他にはない。</p> <p>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（随意契約ガイドラインⅡ-2-(2)-ア-(エ)、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第91条第1項（100万円超のとき））</p>	
根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決 定 日	平成29年5月17日